

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年4月25日(月)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (22人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | 5番 丹波松清 |
| 6番 中川久夫 | ・ | 7番 高岡公明 | ・ | 8番 山下清則 |
| 9番 清水次枝 | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| 12番 大野福雄 | ・ | 13番 小椋英一 | | |
| 15番 片岡孝二 | ・ | 16番 山之内章 | ・ | |
| | | 19番 坪内 続 | ・ | 20番 八塚幸三 |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | 23番 大野啓一 |
| 24番 松本秋男 | ・ | | ・ | 26番 成本 弘 |
4. 欠席委員(4名) 14番 高岡邦勝、17番 立野好仁、
18番 堀田春和、25番 小倉 強
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 19番 坪内 続、20番 八塚幸三
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、14日に熊本地震が起こった。収拾がつかない状況だ。農業も大きな被害を受けており、お見舞い申し上げたい。地元の先輩方とも話したが、

これを対岸の火事にはしてはいけない。私の地元の父二峰地区は、家や道のそばまで山がせまっているし、地震が来たら川もせきとまってしまうだろう。また、非常時には炊き出しをすぐに行える体制を作るべきだ。白米はなくとも玄米はあるのだから。炊き出しに使う大釜などはどこかに集めておくべきだ。それでは、農作業も忙しくなっているので、議事に移りたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について19番 坪内 続委員、20番 八塚幸三委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1171号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は下直瀬と上直瀬の間にある杣野地区への道の向いの橋の下にある昔の改田の一部である。●●さんは直瀬から久万に出ており、勤め人をしている。親も高齢である。●●さんの親は●●さんという人で、下直瀬地区で農地を買っているのはこの人くらいだ。●●さんと●●さんがいるので、農地をまだまだ買っていいと思っているようだ。現地は作り面よりも、土羽の方が広いような農地であるため、●●さんでは管理ができないので、売ることにしたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1172号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は伊予鉄バスの久万営業所から畑野川への県道を行くと、新総門橋がある。渡ってすぐの右下にある。ちょうど大宝砕石の砂利捨て場の

裏手の下くらいになり、久万川沿いに点在している。2月にも●●さんの案件が出ていたが、この農地が残っていた。兵庫県に出ているので処分したかったようだ。今回、価格交渉がまとまったので、譲ることにしたようだ。●●さんは美川の出身で、農地もあるようだ。今は入野の長田製材所に勤めている。奥さんと2人で耕作するとのこと。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1173号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は国道33号線の明神横通バス停から山手に30mほど登った所にある。●●さんの家の周囲に1800番台があり、国道の道下に1500番台の小田が点在している。全て草刈りされているか、作付けがなされている。相続人の中には農業者がいないため、家や山との一括売却で話がついたようだ。●●さんは東京から数年前に帰ってきて、水稻、野菜、しいたけなどを栽培している。また、この近辺でうどん屋を開業してみたい、とのこと。農地では野菜を作るらしい。特に問題はないとの報告があった。
- 大野福雄委員より、小さい畑も耕作放棄地になるくらいなら、売ってもらうことは、いいことだ。
- 議長より、条件が厳しい農地を耕作してもらえるのは、ありがたい。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号（農地利用集積計画）について

- 議長より説明を事務局に求めた。
担当の坪谷主任から新規3件、更新1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ、第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

その他 【農地の現地調査について】

- 農業委員会坪谷より、6月から実施することを説明した。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10時10分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年5月24日(火)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町役場2階大会議室
3. 出席委員 (25人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | 5番 丹波松清 |
| 6番 中川久夫 | ・ | | ・ | 8番 山下清則 |
| 9番 清水次枝 | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| 12番 大野福雄 | ・ | 13番 小椋英一 | ・ | 14番 高岡邦勝 |
| 15番 片岡孝二 | ・ | 16番 山之内章 | ・ | 17番 立野好仁 |
| 18番 堀田春和 | ・ | 19番 坪内 続 | ・ | 20番 八塚幸三 |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | 23番 大野啓一 |
| 24番 松本秋男 | ・ | 25番 小倉 強 | ・ | 26番 成本 弘 |
4. 欠席委員(1名) 7番 高岡公明
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 21番 村松直樹、22番 大野育男
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地形状変更届出審議について
 - 第4 議案第4号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 事務長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

○ 池田会長より、田植えも終わり、田休みの時季に入った。25名の参加をいた

だき、ありがたい。件数は少ないが、早速始めたい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について21番 村松直樹委員、22番 大野育男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

佐伯事務長より、第1175、1176号については、5月18日付けで取り下げとなった旨、報告した。

受付第1174号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、入野の農業試験場の一番松山側のほ場の側にある緑っぽい家が、それが●●さんの家。その前に息子の家があり、その前に3枚並んだ田が1筆となっており、申請地である。●●さんは足が悪く高齢となったため、近所の●●さんと話がついたもの。田には水稻が植わっていた。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1177号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の坪内続委員に説明を求めた。
- 坪内続委員より、現地は国道33号線の成川橋から町道藤社線を上り、藤社集落の終点から右に300mほど上がり、●●さんの住宅の裏に2020番があり、梅が植わっている。残りの2筆は、住宅の下にある。●●さんは松山に出ており、通って耕作してきたが、高齢で運転ができなくなったため、家が近所の●●さんをお願いすることになった。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1178号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、494号線を東古味から高知方面へ曲がり、右に200mほど行くと左手に棚田がたくさんある。そこの真ん中にある作業道を80m上がり、一番上の畑とその下の田が申請地となる。●●さんは何年か前から耕作放棄しており、●●さんがそこで肥草を取っており、譲ってもらえないか、と話になったようだ。現地は、クヌギやカエデが植栽されて間もない状態だったため、すぐに除けるように指示をした。翌日に自分が除けているのを確認した。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、農地として使用したい、ということか？
- 堀田春和委員より、そのようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第202号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地（露天駐車場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は横通のバス停近くにある「みょうじん亭」の横を300mほど山手に上った所にあり、先月の3条案件の隣接地である。草刈りをして管理していたようだ。体験型の農家民宿とうどん屋を開店したいようだ。近くに駐車場用地がないので、露天駐車場に転用したい、とのこと。事業計画書も出ており、自治会長にも話を通していただいているようだ。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第203号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の雑種地（事務所・駐車場）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は西明神の高原クリーン事務所がある場所の隣になる。平成26年には話が出ていたようだ。歩道の拡張工事があるので、話が延びていたようだ。その時の残土を田に置いていたようで、工事が済んだら、それをならして、造成した。許可を取らずに、工事を行ったようで反省はしている。特に問題はないようである。
- 議長より、神社の入口になるのか？
- 村松直樹委員より、入口ではなく、その横になる。
- 佐伯事務長より、入口部分は、平成22年に駐車場として転用申請があったものである。その横に、今回の申請地との間に水路があったが、今は一連の更地になっている。この2つの申請地は、所有者も違っている。
- 議長より、現状復帰もできないし、仕方がない。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地形状変更届出審議について

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、●●さんは今までにも、形状変更を届け出ている。北村の住宅地の近くで、もう一度、届け出をしてきた。落ち込んでいる部分を道路高まで盛土してならしたいようだ。特に問題はないようである。
- 佐伯事務長より、昨年の夏に申請があった町道の入口部分からの形状変更は今年の3月に完成して、いちじくを植えている。その隣接地に盛土をしたい、とのこと。今回の届け出は、農協のセンターの真裏の農地を購入したもので、また、いちじくを植えるようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決したため、届出を受理することとした。

議案第4号 （農地利用集積計画）について

- 議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。
○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

- 熊本地震義援金について…1人1,000円ずつの協力で合意
- 農地現地調査について…農政課高岡主事より説明

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年6月24日(金) 午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (19人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | 5番 丹波松清 |
| 6番 中川久夫 | ・ | | ・ | 8番 山下清則 |
| 9番 清水次枝 | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| 12番 大野福雄 | ・ | | ・ | 14番 高岡邦勝 |
| 15番 (欠番) | ・ | 16番 山之内章 | ・ | |
| 18番 堀田春和 | ・ | | ・ | 20番 八塚幸三 |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | |
| | ・ | 25番 小倉 強 | ・ | 26番 成本 弘 |
4. 欠席委員(6名) 7番 高岡公明、13番 小椋英一、17番 立野好仁
19番 坪内 続、23番 大野啓一、24番 松本秋男
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 25番 小倉 強、26番 成本 弘
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、足元が悪い中、ご参加いただき、ありがたい。どこにあれだけの水があったのだろうか。熊本でも豪雨がひどかったようで、お気の毒だ。町内では、大きな被害は出ていないようだが、気をつけたいものだ。熊本地震の義援金は、5月24日付けで送金した。ところで、片岡委員については、農協理事の交代により、農業委員を退任された。退任の挨拶は行わず、私の方で退任されたことを紹介するところでした。新しい農業委員会法の暫定措置期間は、共済や農協の理事でなくなれば、推薦がなくなり、来年の7月までは、欠員扱いとなる。なお、本日は、森林組合の総代会があるため、欠席者が多い。以上、ご挨拶いたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について25番 小倉 強委員、26番 成本 弘委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1179号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、現地は御三戸から面河方面へ500mほど行き、御三戸生コン横の橋を渡り、5kmほど上ると三叉路があり、右へ500mほど上がった所になる。今のところ、草が生えているが、●●さんに草の管理を5～6年ほどお願いしていた。●●さんは大阪にいたので、買ってもらうようお願いしたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんは若いのか。
- 堀田春和委員より、71歳だが、息子も町内におり、松山生協に勤めている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

高岡邦勝委員、新宅進委員より、第1180、1181号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1180、1181号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員、新宅進委員に説明を求めた。
- 高岡邦勝委員より、現地は高原ゴルフを過ぎて過疎農道の入口から300mほど入った道路沿いにある。1721番2は道路にくっついている。残りはその下や向かいにある。詳しくは、5条の転用案件の際に説明する。特に問題はないとの報告があった。
- 新宅進委員より、この使用貸借の件の担当は、大野啓一委員であるが、森林組合総代会に参加のため、欠席しており、代わりに説明する。町が造成している菅生北村地区の分譲宅地の北側になり、●●さんの家のすぐ下になる。●●さんは●●さんの妹になる。親であり名義人の●●さんは以前、亡くなっている。●●さんは教員をしていたが、現在は退職しており、高齢になっている。妹の●●さんは高知で林業をしているが、●●さんの家に引っ越しをして農業をするようだ。現地は、水稻の作付けがされている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、5条に出ている件も含めて、●●さんの農地は全て処分できるのか。
- 事務局坪谷より、当面は家の近くの2枚だけを管理する。他にも●●名義の農地はある。
- 議長より、奥さんの●●さんだけが帰ってくるのか。
- 事務局坪谷より、●●名義の農地は畑野川にしかない。ただ、その親の●●名義の農地が未相続であり、●●さんが管理してきた。ただ、高齢で管理できなくなってきているので、4兄弟のため、●●さんを含めた3人の同意をもらい、●●さんが、家の下の方の田を作ることにした。高知から通うのが大変なので、こちらに住所を移して耕作するようだ。●●さんの子供は東京と松山にいるが、松山にいるのは娘なので、ゆくゆくは、●●さんが相続して農地を守るようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

村松直樹委員より、第1182、1183号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1182、1183号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。
- 村松直樹委員より、現地は入野仰西の上沖石材跡に上がる所になる。●●さん

の家の近くで、久万川の隣や家の裏や横にある。使用貸借の件は、経営規模を拡大するために、●●さんの田を借りることにした。現地は、槇ノ川に上がった所に1枚と、栄谷に降りる所に2枚がある。売り手の●●さんは、体調が悪く、作ってもらえる人を探していた。そうして、目の前に住んでいる●●さんが買うことになった。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、●●さんは農業をしていたのか。
- 村松直樹委員より、小さい時に親を手伝った経験はあるようだ。今は無職。家の前なので、耕作してみるようだ。
- 議長より、本当に4反もの田を作れるのか。
- 村松直樹委員より、●●さんと●●さんは同級生なので、手伝ってもらいながら、耕作するようだ。
- 佐伯事務長より、売買の件の現地は、一部にイチジクが、残りは野菜が植わって耕作されている。使用貸借のものは、田植えが済んでおり、耕作されている。どうやら、勉強がてら連携をとり、耕作していくようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1184号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小倉強委員に説明を求めた。
- 小倉強委員より、現地は上畑野川の岩川地区にあり、畑野川小学校から少し下がった所の農道を右へ行き、川を渡ると田が4枚連なっている。1059番は、農道を行くと、岩川道路の突きあたりに●●さん自身の家と畑がある。そこから、左へ10m上がると岩川の集会所があり、岩川上という部落があり、その真ん中に柿が植わっている畑があり、そこが現地。そこから、100m上がり右へ行くと、家の横に梅の木が2、3本植わっており、その奥に畑がある。そこが、743番1になる。2人は親子で、●●さんは透析を受けており、後は息子さんがやるようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1185号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松直樹委員に説明を求めた。

- 村松直樹委員より、現地は伊達葬儀の駐車場の上に●●さんの家があり、その横の●●さんの畑と並んでいる。一緒に耕作をしたいので、贈与の話となったようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1186号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の堀田春和委員に説明を求めた。
- 堀田春和委員より、現地は岩屋寺前から県道を700mほど行った長瀬集落にあり、橋を渡った川向こうを400mほど上った所にある。現地の横には、●●さんの家がある。申請地は、南天が植わっており、●●さんの畑と並んでいるので、売買の話となった。●●さんは体を悪くしており、2人は近所付き合いもあつたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第313号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第6項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の佐賀幸一委員に説明を求めた。
- 佐賀幸一委員より、現地は旧中津小から2kmほど上がった道の上にある。西村太師堂のしだれ桜がある所の近くになる。20年生の杉、桧が植わっている。●●さんは松山で会社員をしているが、週末に帰って農作業をしている。妹の●●さんも役場を退職しており、耕作を手伝っているようだ。なお、現地の3方は杉が植林されており、西には●●さんの茶畑があるが、同意書を取っており、始末書も出ている。特に問題はないようである。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第314号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 6 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。

○高岡邦勝委員より、現地は畑野川へのトンネル出口と下の信号の中間辺りになり、高原ゴルフの看板の下側にある。周囲は土羽や竹林、他も全て植林されている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 3 1 5 号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 6 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の小倉強委員に説明を求めた。

○小倉強委員より、現地は上畑野川河之内集落のバス停留所近くに消防団の倉庫があり、奥に 20m 行った所の道下に 2481 番 1 の田がある。まだ、木は植わって間もないようだ。そこから西河之内へ 1km ほど入ると 2 軒の家があり、その手前のカーブに改田があり、その横の田が 2406 番で、またその上が 2407 番になる。特に問題はないようである。

○議長より、改田に植林するのか。

○小倉強委員より、申請地は、改田の横であり、同意書も取っている。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

高岡邦勝委員より、第 2 0 5、2 0 6 号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第 2 0 5、2 0 6 号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 5 条第 2 項の各号にも該

当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の高岡邦勝委員に説明を求めた。

○高岡邦勝委員より、現地は先の●●さんの3条申請地の近くにある。205号の現地は、嵯峨山の行政無線スピーカーがある電柱から山を500mほど登った所にある。206号の現地は、道路から見にくい場所もある。申請者がちょうど植林している所に自分が出くわしたため、始末書を書き、転用申請するように伝えた。この辺りは、水源にある山林がない。●●さんのお父さんは、ここの出身のようだ。この近くの旧家に寝泊まりして、植林していたようだ。当時、杉苗があるのは分かっていたが、まさか田に植えるとは自分も思っていなかった。なお、3条の申請地は農地の横なので、植林はやめさせた。山林、宅地、農地が財産として残っていたが、農地だけが自分たちの名前に出来ていなかったようだ。特に問題はないようである。

○議長より、205号の件は、全て植林されているのか。

○高岡邦勝委員より、全て植林されている。

○議長より、周囲は問題ないのか。

○高岡邦勝委員より、同意書は取っており、現地も米ができるような場所ではない。過疎農道が通ってから、この辺りは全然、水がない。

○中川久夫委員より、始末書があるからとはいえ、勝手に植林するのはよくない。農業委員の面目が立たない。

○議長より、以前にも木を植えるのをやめさせたことがある。今までも、植林をやめさせる努力が少なかったかもしれない。年を取ると、いい加減にもなるのだろう。まあ、法的根拠はクリアしているとは言えるが。

○中川久夫委員より、始末書だけで認めていいのか。旧面河村の時には、木を引き抜かずまでは、通さない判断が多かった。昔は近所迷惑の観点からも、そうしたもののだが、時代も変わり、仕方がないのか。所有権云々を言うので、難しい。

○小倉強委員より、それぞれの担当地区の農業委員さんが考えなくてはいけない。

○議長より、担い手が減っている状況だから、手が入らない所は整理していくべきではある。だが、優良農地が失われるのは防ぐべきだ。

○中川久夫委員より、目の前を杉林にされると、視界がさえぎられ困る。

○山下清則委員より、部落でも話したらどうか。

○議長より、農業委員さんがそれぞれの地域で、山下委員さんの言うとおりに、部落でも話してもらいたい。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から更新1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【植林事案について】

○佐賀幸一委員より、中津で農地に植林されて困っている。農地法で申請するように3月に指導したが、聞く耳を持たず、のけてくれない。

○佐伯事務長より、佐賀さんには事務局から指導するようにお願いした。中津の桜の会が道路沿いの木を切る計画があるので、話をしてみる、との報告を受けている。集落への入口ともいえる場所で、地域も困っているようだ。まだ、報告は受けていない。

○議長より、地域が同意していないのに、植林はできない。過去にはのけてもらったこともある。農業委員さんには調整役になってもらいたい。なんとか、角が立たないように地域で話してもらいたい。

○佐賀幸一委員より、全く話を聞いてくれない。

○丹波松清委員より、自分の茶を植えている田の横に木を植えられた。なんとか、境のそばまでは植えないようにしてもらったが、人同士の問題になるので、争うことができない。言うことを聞かないものは聞かない。始末書だけで、書類を出してくるのに腹が立つ。

○議長より、事務局からの指導も徹底したい。昔、米の減反政策により、田に杉を植えたのがまずかった。

○中川久夫委員より、当時、無視して植林していたものが、今になって時効になり、始末書を添え出てきている。

○山下清則委員より、柳谷は植林もされず、放っている所が多い。雑木とくす葉ばかりで放置している。田をやめてすぐに植林するのなら、ともかく、くす葉が多くなってからでは、木も育たない。

○議長より、転用にはお金もかかるが、決まりだから、きちんと手続きを踏んで、植えてもらいたい。

○山下清則委員より、減反の時に、植えた所はすでに山になっている。ある程度、大目に見てくれないと、物事が前に進んでいかない。当時、減反保障が一番高い時、1反で10万円くらい補助が出ていた。最後の方でも、5万円は出ていた。これが、農地法を崩してしまった。

○議長より、農業会議の会長が以前、植林申請地を見に来た時、納得してすぐに帰っていった。なんとか、もめないように解決していきたいものだ。

○中川久夫委員より、今から植林しても、お金にならないのでは。農地としての手は離れるが。

○議長より、事務局と連携を取りながら進めていく。間に行政が入るべきだ。そうすれば、農業委員への風当たりも変わるのでは。

○山下清則委員より、柳谷村時代には、農地巡回をしたこともある。久万の人にも見てもらいたいものだ。ただ、改田している田への植林は絶対にやめさせるべきだ。

【県外研修について】

1 1月頃に1泊2日で実施することを確認

【委員会の開催時間について】

7月から9月までは、午後1時30分からの開始とする。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

 本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時10分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年7月22日(金)午後1時30分
 2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
 3. 出席委員 (23人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | 5番 丹波松清 |
| | | 7番 高岡公明 | ・ | 8番 山下清則 |
| 9番 清水次枝 | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| | | 13番 小椋英一 | ・ | 14番 高岡邦勝 |
| 15番 (欠番) | ・ | 16番 山之内章 | ・ | 17番 立野好仁 |
| 18番 堀田春和 | ・ | 19番 坪内 続 | ・ | 20番 八塚幸三 |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | 23番 大野啓一 |
| 24番 松本秋男 | ・ | 25番 小倉 強 | ・ | 26番 成本 弘 |
 4. 欠席委員(2名) 6番 中川久夫、12番 大野福雄
 5. 議事日程 議事録署名委員の選出 23番 大野啓一、24番 松本秋男
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可済案件一部取消申請について
 - 第2 議案第2号 農地法3条の規定による許可申請について
 6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
 7. 傍聴者(0名)
- 午後1時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、来るのが遅くなり、お待たせして申し訳ない。梅雨が明けた。これほど暑いのに、なぜハウスの中にいないといけないのか考えてしまう。しばらくは、午後での開催にご協力いただきたい。巷では、猛暑により、クーラーの販売会社は、生産を2～3割増やしているそうだ。以上、ご挨拶いたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について23番 大野啓一委員、24番 松本秋男委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可済案件一部取消申請審議について

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より、平成27年12月に可決した案件だが、平成28年7月8日付で一部取消申請が出た。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、今月の農地法第3条の案件と関係している。行政書士に話がうまくつながってなくて、東明神甲 2415番は間違いだったようだ。今回の申請地が正しい物のようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、事務的なミスのような。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1187号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、先の取消の件と同じ申請者になる。三坂トンネル入口の信号手前30m 国道から、下の川へ降りる農道を30mほど行くと、現地がある。すでに、●●さんが作付しており、勘違いだったようで、今回の申請となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

山辺久男委員より、第1188、1189号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1188、1189号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山辺久男委員に説明を求めた。
- 山辺久男委員より、1188号の売買の現地は面河ダム公園がある494号線と落合久万線の分岐点を南の方に500m行き、右手に上がる生活道を30mほど上がるとある。●●さんの義理の母親が●●さんから借りて水田を作っていた。1筆は、柳が植わっていたが、今回きれいにしてもらった。1189号の使用貸借の現地は、先程の分岐点を北の方に2.4km行った道路の右手にある。●●さんが借りて水田にしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

小椋英一委員より、第1190、1191、1192号について関連の为一括審議の申し出があった。

受付第1190、1191、1192号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は役場美川支所から、面河方面に行く途中の西古味集落に入り、その奥の突き当たりの周囲にある。●●さんはこちらにいないので、農地を全て処分したかったようだ。●●さんも●●さんも自分の畑の隣にあり、便利なので買うようだ。使用貸借は、同じく●●さんが自分の畑の隣で、便利なので、●●さんから借りることにした。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【平成28年度市町農業委員等研修会の参加について】

- 当日、午前11時30分に役場集合。マイクロバスで移動。

【農業委員会県外研修日程案及び行程（案）について】

- 平成28年11月21日（月）～22日（火）で実施。
- 視察先は、広島県「ファームおだ」。宿泊は山口県岩国市内。2日目の夕食不要。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではあります以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。14時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年8月25日(木)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (21人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | 5番 丹波松清 |
| 6番 中川久夫 | ・ | | ・ | 8番 山下清則 |
| 9番 清水次枝 | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| | ・ | 13番 小椋英一 | ・ | 14番 高岡邦勝 |
| 15番 (欠番) | ・ | 16番 山之内章 | ・ | |
| 18番 堀田春和 | ・ | 19番 坪内 続 | ・ | |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | 23番 大野啓一 |
| 24番 松本秋男 | ・ | 25番 小倉 強 | ・ | 26番 成本 弘 |
4. 欠席委員(4名) 7番 高岡公明、17番 立野好仁
12番 大野福雄、20番 八塚幸三
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 1番 新宅 進、3番 田野典孝
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|------|
| 事務局長 | 土居昭彦 |
| 事務長 | 佐伯 泰 |
| 事務局主任 | 坪谷頼都 |
7. 傍聴者(0名)

午後1時30分 局長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、猛暑が続いている。トマト、ピーマンも値が安く、残念である。猛暑の関係から、稲刈りは早くなりそうだ。審議案件は少ないが、制度改革の具体案を考える選抜メンバーを最後に選定する。11月には正案を作成したいと思うので、数回の検討会を実施することとなる。以上、ご挨拶いたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について1番 新宅 進委員、3番 田野典孝委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

受付第1193号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、役場美川支所から面河方面に300mほど行くと仕出大橋があり、それを渡り3kmほど行き、左手の袋道に入り、30m行った所にある。1025番は、道の左側にある茶畑で、残りの4筆はその逆側にあり、1箇所にとままっている。譲渡人と譲受人は、どちらも名字が●●だが、親族ではない。現地が●●さんの家の前と裏に位置しており、耕作に便利なので、売買の話となった。現地は●●ブドウ園として、10年ほど前まで管理されていた。今は耕作されていないため、ワイヤーなどが残っており草むらになっているが、草刈り場として使うわけではなく、果樹を植えるとのこと。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、●●さんはどんな管理をするのか。
- 小椋英一委員より、地目は田であるが、傾斜もあり草刈りするのも難しい。ワイヤーなどの金属も残っているため、果樹を植えるとのこと。今は刈った草を近くの茶畑に入れているようだ。重機も入りにくい場所である。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1194号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の村松

直樹委員に説明を求めた。

- 村松直樹委員より、入野にある伊達葬儀社の駐車場西の農道を突き当たり、上から3枚目の田が59番、60番2になる。225番1は、そこから試験場の前へ行く道を300mほど行くと、カーブミラーがあり、その斜め30m下にある。●●さんは足の調子が悪いため、●●さんに売買の話をしたところ、話がついたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第316号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地（居宅）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第6項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野啓一委員に説明を求めた。
- 大野啓一委員より、申請人の●●さんは今、砥部に住んでいるが、もともとこの菅生北村の東国の上の方に住んでおり、真面目にしていた。当時、建物が古くなったので、その横に新しい家を建てたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第317号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第4条第6項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の清水次枝委員に説明を求めた。
- 清水次枝委員より、現地は県道153号美川松山線から、町道槇谷線に入り、1km行き、左の林道を300mほど行った右側の谷沿いにある。周辺にも30年生の木が植わっており、始末書も出ている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、この田にも木が植わっているのか。
- 清水次枝委員より、植わっており、始末書も出ている。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【平成28年度市町農業委員等研修会の参加について】

○農業委員：16人参加予定

【改正農業委員会法検討会の委員選抜について】

- J A明神支所管内：村松直樹 ○J A久万支所管内：菅 重雄
○J A畑野川支所管内：小倉 強 ○J A直瀬支所管内：大野育男
○J A父二峰支所管内：成木 弘 ○J A面河支所管内：高岡公明
○J A御三戸支所管内：坪内 続 ○J A美川支所管内：小椋英一
○J A柳谷支所管内：佐賀幸一

に加え、池田会長、山辺副会長、事務局職員で構成する。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではあります以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。午後2時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年9月26日(月)午後1時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (19人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員
 - 1番 新宅 進 ・ 3番 田野典孝 ・ 5番 丹波松清
 - ・ 7番 高岡公明 ・ 8番 山下清則
 - 9番 清水次枝 ・ 10番 佐賀幸一 ・ 11番 菅 重雄
 - ・ 13番 小椋英一 ・ 14番 高岡邦勝
 - 15番 (欠番) ・ 17番 立野好仁
 - ・ 19番 坪内 続 ・ 20番 八塚幸三
 - 21番 村松直樹 ・ 23番 大野啓一
 - 24番 松本秋男 ・ 26番 成本 弘
4. 欠席委員(6名) 6番 中川久夫、12番 大野福雄、16番 山之内章
18番 堀田春和、22番 大野育男、25番 小倉 強
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 5番 丹波松清、7番 高岡公明

第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午後1時30分 河野忠康新町長より新任挨拶。町長退室。

午後1時40分 局長進行により開会。説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、今回は欠席者が多い。町長から大いに期待が寄せられており、心強い。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について5番 丹波松清委員、7番 高岡公明委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

受付第1195号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の成本弘委員に説明を求めた。
- 成本弘委員より、国道33号線から国道380号線を西に入り、二名川を上流に行く。県道42号線を3km、210号線を1.5km行くと、現地がある。現地から100mくらいの所に、●●さんの家がある。●●さんは栗を植えているが高齢で管理ができなくなってきた。そこで、耕作地が隣接している●●さんが、山にされると困るので、買うことにした。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1196号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、●●さんは先月にも3条申請があった方で、今回は別の農地になる。仕出大橋から3kmほど入った道沿いの左上に並んである。2人は親子。●●さんは高齢で体調を崩しているので、贈与となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【第1回改正農業委員会法検討会報告について】

- 佐伯事務長より、添付資料に沿って、検討会での協議により、農業委員定数14名、農地利用最適化推進委員18名、年報酬は現農業委員と同額での検討案が出されたことを報告した。
- 議長より、農業委員を最大限取ろう、推進委員もできるだけ取ろう、とした結果でこの案となった。推進委員には頑張ってもらいたいので、報酬差はつけないことにした。異論がなければ、この案で事務局と話を進めていきたい。推進委員の報酬だが、他市町のひどい所では、農業委員の半分くらいに落としている所もある。ただ、この検討案も財政的には予算オーバーしているので、100%実現する保証はないが。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく了承された。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。午後2時15分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月26日(水)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (21人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員

| | | | | |
|----------|---|----------|---|----------|
| 1番 新宅 進 | ・ | 3番 田野典孝 | ・ | |
| 6番 中川久夫 | ・ | 7番 高岡公明 | ・ | 8番 山下清則 |
| | ・ | 10番 佐賀幸一 | ・ | 11番 菅 重雄 |
| | ・ | 13番 小椋英一 | ・ | 14番 高岡邦勝 |
| 15番 (欠番) | ・ | 16番 山之内章 | ・ | |
| 18番 堀田春和 | ・ | 19番 坪内 続 | ・ | 20番 八塚幸三 |
| 21番 村松直樹 | ・ | 22番 大野育男 | ・ | 23番 大野啓一 |
| 24番 松本秋男 | ・ | 25番 小倉 強 | ・ | 26番 成本 弘 |
4. 欠席委員(4名) 5番 丹波松清、 9番 清水次枝、
12番 大野福雄、 17番 立野好仁
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 6番 中川久夫、 8番 山下清則
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 局長進行により開会. 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、あいかわらず不順な天気だ。2点報告がある。農業委員法改正の検討結果を町長、副町長に報告した。結論としては、了解いただいた。その方向で進めて下さい、とのことだった。理由としては、最適化推進委員の役割の大きさが決め手とのこと。これからの予定としては、12月に条例を制定して、1月の公募としている。次に、●●委員さんが7月から休んでいる。状況把握が遅くなったが、●●の関係で手術した。今月の10日ほど前にも話をしたが、大分回復していた。ただ、●●なので、どうなるかは分からない。本会の内規で、1週間以上の入院には慶弔費を支払う規定があるので、その他の項目で協議したい。以上、ご挨拶といたします。

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について6番 中川久夫委員、8番 山下清則委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

受付第1197号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。
- 山之内章委員より、現地は国道33号線にある青空市の川向いの高山集落内にある。国道から800mくらいの場所。譲受人の家の横に、空き家と畑が隣接している。譲渡人は、相続したものの松山にいるため、管理ができないので売らなかった。畑も家も荒れており、譲受人は自宅の横で困るので、売買となった。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第1198号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は役場美川支所から面河方面へ2~3km行くと、仕七

川の交番がり、そこから西古味集落に入り 500m ほど行ったところになる。周囲 100m くらいの中に申請地全ての畑がある。譲受人は、今治の人だったが、こちらに定住したかったようだ。また、譲渡人も町外に住んでおり、家や畑を処分したかったようだ。家もリフォームされており、嫁さんも畑を手伝っている。地元の小学校は生徒数が 10 人だったのが、2 人も増えて喜んでいるらしい。特に問題はないとの報告があった。

- 議長より、譲請人はいくつで、何をしている人なのか。
- 小椋英一委員より、41～42 歳。左官をしており、自宅もリフォームしたようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

大野啓一委員は、第 1199 号について関連がある為、退室した。

受付第 1199 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の新宅進委員に説明を求めた。
- 新宅進委員より、現地は国道 33 号線を三坂方面に行く途中、久万川の向こうにある中予碎石場のすぐ上 200m くらいのところにある。ちょうど、槻の沢集落の入口にあたる。譲渡人は、高齢になった。今までも草刈りなどの管理はしていたが、耕作はしていない。管理が難しいため、売買となった。譲受人は息子たちと一緒に住んで農業をしている。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第 318 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の山林への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 6 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の田野典孝委員に説明を求めた。
- 田野典孝委員より、現地は国道 33 号線を高知方面に行くと、旧柳谷村に入る前に古床というバス停があり、そこから県道美川川内線に入り、3km ほど行くと正

泉寺があり、その少し手前の県道沿い右手にある。急傾斜地で面積も狭い。176㎡の農地も2筆に分かれており、作りにくい。周りも耕作者が高齢化しており、荒れている。クヌギを植えたいということで、近隣の同意書もついている。特に問題はないようである。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号（農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【県外研修について】

・11月21日～22日 広島・山口方面 参加者確認：委員9名 事務局2名

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。10時30分終了。

久万高原町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年11月25日(金)午前9時30分
2. 開催場所 久万高原町 久万高原駅やまなみ2階
3. 出席委員 (21人)
 - 会長 2番 池田 昭雄
 - 副会長 4番 山辺 久男
 - 委員
 - 3番 田野典孝
 - 5番 丹波松清
 - 6番 中川久夫
 - 8番 山下清則
 - 9番 清水次枝
 - 10番 佐賀幸一
 - 11番 菅 重雄
 - 12番 大野福雄
 - 13番 小椋英一
 - 14番 高岡邦勝
 - 15番 (欠番)
 - 16番 山之内章
 - 18番 堀田春和
 - 19番 坪内 続
 - 20番 八塚幸三
 - 21番 村松直樹
 - 22番 大野育男
 - 24番 松本秋男
 - 25番 小倉 強
 - 26番 成本 弘
4. 欠席委員(4名) 1番 新宅 進 7番 高岡公明、17番 立野好仁
23番 大野啓一、
5. 議事日程 議事録署名委員の選出 9番 清水次枝、10番 佐賀幸一
 - 第1 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
 - 第2 議案第2号 農地法4条の規定による許可申請について
 - 第3 議案第3号 農地法5条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第4号 農用地利用集積計画の申請審議について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 土居昭彦
 - 事務長 佐伯 泰
 - 事務局主任 坪谷頼都
7. 傍聴者(0名)

午前9時30分 事務長進行により開会。 説明資料確認後会長挨拶

- 池田会長より、寒い中参加してくれてありがたい。先日、2日間農業委員研修旅行で東広島市に行ってきた。参加された方には大変お世話になった。平成17年にできた農業法人で、地形はうちと似ている。農地も段状になっていて耕作が大変だろう。農家戸数は150戸くらい。水田のほぼ94%以上を法人が持っている。地主は1反あたり地代の10,000円、草刈り賃10,000円、水管理賃金の合計22,000円を法人から毎年もらっている。法人は、パンの加工販売、食堂など、いろいろ事業拡大している。全国的にも優秀な事例だと思う。もともと、リーダーがいて、それを支える地域のまとまりが最初からあったわけではない。これを組み立てていった人、グループはすごい。この地域は兼業農家がほとんど。また、家がきれいで大きい。一つの敷地に、二つの屋敷があり、その一つが倉庫だったりする。広島なので、マツダに勤めている人も多い。以上、自分も刺激を受けて帰ってきた。中山間地域で担い手を確保していく中での、集落営農という形態は前段階であり、法人の形がやはり望ましい。地方では、若い人の受け入れが難しいが、この地域には若者がよそから入ってきており、優れた法人である。この研修資料はコピーして配布したい。最後に病気で休んでいた委員さんが出てきてくれた。前回、見舞金を出した2人からあいさつがある。以上、ご挨拶といたします。

- 農業委員2名より快気のお礼あいさつ

議事録署名人

- 議長より議事録署名人について9番 清水次枝委員、10番 佐賀幸一委員を議事録署名人とする旨を諮ったが、異議なく決定した。

議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について、
関連議案については一括上程を行う旨を諮り承認を得た。

山之内章委員より、第1200、1201号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第1200、1201号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の山之内章委員に説明を求めた。

- 山之内章委員より、現地は国道 33 号線にある東明神という JR バス停から山手に 30m ほど上がった住宅地にある。譲受人の家の隣に、売買の申請地がある。10 年前から借りて自家野菜を作っていたようだが、譲渡人の親が亡くなったので、売ることにした。譲受人は公務員で兼業農家。使用貸借の農地は親から借りて、併せて耕作することにしたようだ。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、譲受人本人が耕作しているのか。
- 山之内章委員より、本人が父親と耕作している。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

受付第 1 2 0 2 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より調査書に基づき説明を行い、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていることを説明。続いて議長より地区担当の小椋英一委員に説明を求めた。
- 小椋英一委員より、現地は岩屋寺がある竹谷集落の隣の長瀬という地区にある。橋を渡り、川向いの奥に譲受人の家があり、その家の左右と前に申請地はある。笹や、草だらけだが、草枯らし等を撒いて、果樹を植えるらしい。譲渡人はずっと松山に住んでいて、耕作する気はないらしい。特に問題はないとの報告があった。
- 議長より、果樹を植えて畑にするということか。
- 小椋英一委員より、そのようだ。
- 議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について

- 議長より議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付第 3 1 9 号に関する件

- 議長より説明を事務局に求めた。
- 事務長より議案書により説明。今回の宅地（農家住宅）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第 2 種農地と判断した。また第 4 条第 6 項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の大野育男委員に説明を求めた。
- 大野育男委員より、現地は美川川内線を上って、下直瀬の大橋のすぐ手前で、県道の右側にある。申請人は電気会社に勤めていたが定年になった。親の土地で教え

でもらいながら農業をしている。親の体力が大分、落ちてきたので、同居したいので、転用したいようだ。特に問題はないようである。

○議長より、奥さんも一緒に住むのか。

○大野育男委員より、そのようだ。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長より議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

山辺久男委員より、第207、208号について関連の為一括審議の申し出があった。

受付第207、208号に関する件

○議長より説明を事務局に求めた。

○事務長より議案書により説明。今回の雑種地（門、露天駐車場、法面）への転用については、申請地は農振農用地区域内農地、おおむね10ha以上の規模の一団の農地区域内、公共投資区域内いずれにも該当しないため第2種農地と判断した。また第5条第2項の各号にも該当しない旨を説明。続いて議長より地区担当の山辺久男委員に説明を求めた。

○山辺久男委員より、現地は役場面河支所から200mほど行き、橋の右にある町道の大成線を4kmほど行き、大成集落のほぼ中心部にある。譲渡人と譲受人の法人代表者は、親戚になる。代表者のいとこの奥さんが、譲渡人になる。207号の申請地は、建物の門と駐車場になっており、始末書が出ている。208号は、その裏の屋敷の下にあり、法面となっており、周囲は山林である。特に問題はないようである。

○議長より、法人の建屋もあり、宗教的な物だったのか。

○山辺久男委員より、法人代表者のお父さんが、●●とかを建てた頃に建てたようだ。ただ、農業振興地域農用地区域であったため、転用ができていなかったようだ。

○議長より、譲渡人は元々、地元にはいたのか。

○山辺久男委員より、こちらには住んでいなかったが、旦那さんと法人代表者が親戚であったため、土地の提供があったようだ。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

議案第4号 （農地利用集積計画）について

○議長より説明を事務局に求めた。

担当の坪谷主任から新規4件、更新1件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号イ、ロ第4号について全てに該当している旨を併せて説明した。

○議長より、本件について質疑・意見を求めたが異議なく可決した。

【その他】

【次回委員会の開催日、懇親会について】

12月20日（火）の午後開催で、その後、忘年会を実施する。

以上で本日の議案審議を終了致しました。議長より報告をした。

閉会挨拶 山辺副会長

本日も、大変ご熱心にご審議を頂きありがとうございます。簡単ではありますが以上、閉会のご挨拶といたします。

本日の案件はすべて審議されたので終了する。11時00分終了。